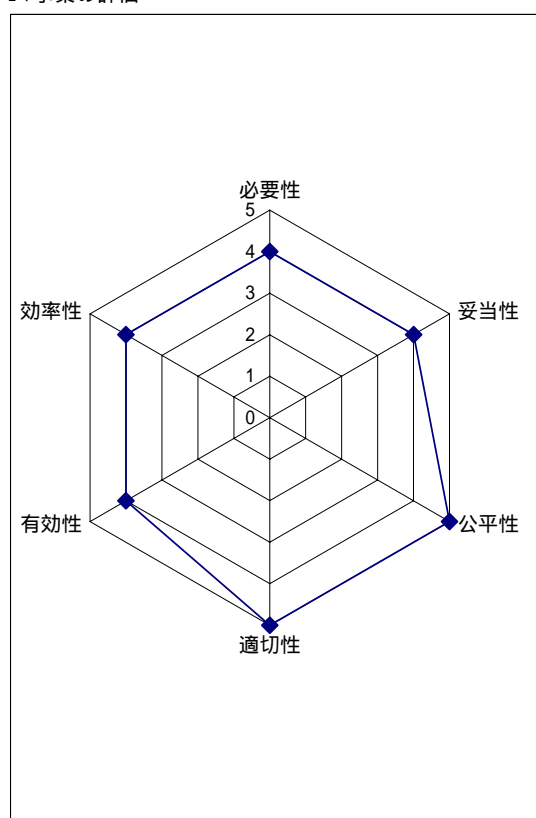


事務事業名	都市公園整備事業	担当部局	市長部局 都市建設部
基本目標	美しいゆとりある快適環境と景観づくり(環境・都市基盤)	担当課名	都市計画課
施策体系	人と自然が融合する地域づくり	担当係名	計画係
施策	全市公園化を推進する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	結城市は、通勤圏として良好な条件を備えているものの、都市基盤が未整備のまま無秩序な宅地化が進行しており、道路交通環境の不備や居住環境の悪化による都市活力の停滞が懸念されている。よって、公園整備を一体的に計画実施することにより、良好な市街地の形成を図り、安全で快適なまちづくりを推進する。それにより、公共施設の総合的な改善が進み、宅地の利用増進が図られる。		
事業の期間(開始/終了)	平成14年 4月 / 平成23年 3月		
根拠法令、条例、規則など	都市計画法、都市公園法、土地区画整理法 結城市都市公園条例 結城市都市公園条例施行規則		
事業が対象としている人(モノ)	都市公園整備		
具体的な活動内容	公園整備の事業計画書を作成し、年度毎の公園整備方針を決める。 公園整備費を算出し、それに基づいて公園整備をする。 補助事業関係の事務処理をする(概算要望・本要望・補助申請・概算請求・完了実績報告等)。		
事業の成果	市の財政的に問題のない事業費で公園整備ができた。 土地区画整理事業の進捗状況に合わせて計画したため、公園整備はほぼ計画どおりに進んでいる。 補助事業のため、事務を迅速に遂行することにより、事業が効率的に進んだ。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い 薄らいでいない。土地区画整理事業の進捗状況にあわせているため、早期実現は困難であるが、地域住民が根付いてきているので、必要性、緊急度は依然として高い。
妥当性	4 法的な問題などがあり、行政が行うべき事業である 都市計画法、都市公園法、土地区画整理法、または結城市都市公園条例、結城市都市公園条例施行規則等に関係しているため、行政がやるべき業務である。
公平性	5 広い範囲に対して便益を提供しており、偏りは見られない 公園整備の周辺住民への理解を求めるとともに、行政が綿密に指導しているため偏りはない。
適切性	5 現在のやり方(手段)以外には考えられない 都市・地域整備局所管補助事業事務必携により補助事業を実施しており、適切に行っている。事業費等も県担当課、市財政課協議のうえに算出しているため問題はない。
有効性	4 概ね目標水準に達している 公園整備により、地域住民が根付いてきており、利便性も高いと思われる。よって、目的は概ね達成されていると思われる。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている) コスト的にも、人員的にも必要最低限度に抑えられており、効率的に運営されていると思う。

総合評価	公園整備は、都市計画を進めていくうえで、道路とならんととても重要なことであり、財政的に問題がなければ、早急に整備を進めたいところである。実際に供用開始した都市公園の周辺には、地域住民が根付きつつあり、景観的にも効果があったと思われる。しかし、まだ整備されていない公園は多々あり、整備を進めていくうえでは、今後も補助事業として位置づけ、事務処理をさらに効率化して、よりよいまちづくりに努めていきたい。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	区画整理事業地内には25箇所の公園を整備する計画をもっているが、平成17年度までには8箇所の整備が完了しており、結城市の財政状況を鑑みながら順次整備を進める。また、地域住民をまじえて、利用しやすいように整備する。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	全市公園化構想に基づき、年次計画をもって、財政事情更には地域住民の意見を聞きながら整備する。			